○環境省令第二十一号

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十四年七月六日　　環境大臣　細野　豪志

住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令

（温泉法施行規則の一部改正）

第一条　温泉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号中「又は外国人登録証明書の写し」を削る。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項第十号中「の記載のあるものに限るものとし、外国人にあつては外国人登録証明書の写しとする」を「（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等）の記載のあるものに限る」に改める。

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第三条　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成十三年環境省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第九条の表相続の項中「（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し。次号において同じ。）」を削る。

（環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「外国人登録証明書」を「住民票」に改める。

附　則

この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

官　庁　報　告

官　庁　事　項

証券取引等監視委員会の活動状況

金融庁設置法（平成10年法律第130号）第22条の規定に基づき、平成23年４月１日から平成24年３月31日までの期間における証券取引等監視委員会の事務の処理状況を公表する。

平成 24 年６月　　証券取引等監視委員会委員長　佐渡　賢一

凡　例

設置法	金融庁設置法（平成10年法律第130号）
金商法	金融商品取引法（昭和23年法律第25号。平成18年法律第65号により「証券取引法」を改題）
証取法	証券取引法（昭和23年法律第25号）
金先法	金融先物取引法（昭和63年法律第77号）
犯収法	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）
投信法	投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）
投資顧問業法	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和61年法律第74号）
ＳＰＣ法	資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）
社債等振替法	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）
金商法施行令	金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）
金商業等府令	金融商品取引業者等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）
行為規制府令	証券会社の行為規制等に関する府令（昭和40年大蔵省令第60号）

はじめに（公正な市場の確立に向けて）

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）は、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命として、市場監視に取り組んでいます。

現在の第７期体制は、平成22年12月に発足し、平成23年１月に、当期の中期的な活動方針として、『公正な市場の確立に向けて』（以下「活動方針」という。附属資料322頁）を公表しました。当該活動方針においては、「市場の公正を汚すものには怖れられ、一般投資家には心強い存在」であるべく、「機動性・戦略性の高い市場監視の実現」、「市場規律の強化に向けた働きかけ」及び「市場のグローバル化への対応」の３つの基本的な考え方を立てています。また、この３つの基本的な考え方に基づき、重点施策として、①包括的かつ機動的な市場監視、②不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応、③ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な検査・調査の実施、④課徴金制度の一層の活用、⑤検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施、⑥自主規制機関などとの連携の６つの項目を掲げ、引き続き実効性のある効率的な市場監視の実現を図るべく取り組んでいるところです。

１　今年度の取組み

本公表の対象期間である平成23年度（平成23年４月１日～平成24年３月31日。以下同じ。）においては、証券監視委は、与えられた権限・権能を適切に活用し、活動方針を踏まえ、以下のとおり市場監視に取組んでまいりました。

日常的な市場監視については、引き続き、包括的かつ機動的な市場監視の実現を図るべく、一般投資家等からの情報の受付、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視、市場のグローバル化を踏まえた海外規制当局との連携、相場操縦・内部者取引・偽計等の取引審査、新たな金融商品等への対応等の取組みを進めてきたところです。こうした情報収集・取引審査等の結果、取引の公正を害する行為が認められた場合には、証券監視委内の担当部門における調査・検査を経て、行政処分の勧告や刑事告発などにつながっています。

金融商品取引業者等の検査においては、企業年金の資金運用を受託していた投資一任業者について、投資一任契約の締結の勧誘において虚偽の事実を告知している行為や虚偽の内容の運用報告書を顧客に交付する行為等が認められました。また、第一種金融商品取引業者について、顧客分別金信託を不正に流用している状況や純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況など、財産の悪化に起因した事例が認められました。これらを含め、検査の結果、重大な法令違反行為が認められた事例について、行政処分等を求める勧告を行いました。更に、無登録業者によるファンドの販売等に対し、公益及び投資者保護の観点から、金商法第192条に基づく裁判所への禁止命令等の申立てを行いました。